要 旨

※「論文の査読に関する審議について (回答)」 (令和5年9月25日、日本学術会議) より抜粋

### 1 はじめに

令和4年(2022年)12月27日付け4文科科第646号の審議依頼「論文の査読に関する審議について(依頼)」を受けて、論文の査読の現状を把握し、問題提起を行うため、日本学術会議では、科学者委員会学術体制分科会の下に論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会を設置し、集中的に審議を行った。審議に当たり、日本学術会議内外の参考人から意見を聴取したほか、日本学術会議会員・連携会員を対象として、領域横断的なアンケート調査を行い、その内容を回答に反映した。

### 2 査読の意義・重要性

科学研究における査読は、専門性を共有する研究者による「ピア・レビュー」のかたちで行われる。ピア・レビューは、論文の査読を含むあらゆる科学研究の場面で評価の中核になるものであり、その公正で厳正な実施に努めることは、査読者を始めとするすべての関係者の責務である。論文の査読は、公開される研究成果の質を担保するゲートキーパーの役割を担っているほか、査読者のコメントが論文の内容の改善・向上に貢献する場合もあり、その意義・重要性は多面的である。

# 3 査読を実施する際に想定される不適切な行為

# (1) 不適切な行為の背景

多くの研究領域において、研究者の論文数や被引用数等が評価ポイントとして重要視されるようになったことから、過度な論文発表競争が引き起こされ、これが不適切な行為の誘因となっている。世界的な投稿論文数の増大、専門領域の細分化、新たな研究領域の登場、研究者の多忙等により、編集者が査読者の選定に苦労する事態が生じている。このような背景の下、編集者の負担を緩和するために導入された査読者推薦制度等が、悪用される場合がある。

## (2) 通常の査読のプロセスと問題点

一般的な査読のプロセスにおいて、不適切な行為と関連しうる事項として、投稿者による査読者候補者の推薦、編集者の多忙化、査読者の匿名性、少数の(かつ分野によっては特定の)研究者による査読結果に依存せざるを得ない評価・判定、単独あるいは少数の編集者に委ねられる採択・却下の判断等がある。いずれも早急な改善は困難であり、その試みは道半ばである(「5 おわりに」で述べる)。

#### (3) 想定される不適切な行為

想定される主な不適切な行為には以下のものがあり、それぞれ対応が必要である。投稿者による査読者へのなりすまし;ゲスト編集者制度を利用した査読偽装;互助会的ゲループによる査読偽装;個人的な連携による査読偽装;査読・改訂サイクルへの遅延行為;査読者による情報漏洩、盗用;編集者による査読の不適切な管理;捕食出版(いわゆるハゲタカジャーナル)及び論文工場(ペーパーミル、論文偽造ビジネス)の利用等。

## 4 査読を実施する際の規範となる対応指針(投稿者、査読者、編集者等)

研究者はピア・レビューの基本的な規範を身に付けなければならないが、論文の査読に おいては、研究領域及び学術誌ごとの特性に配慮する必要がある。したがって、査読の規 範となる対応方針の策定や、査読者研修・教育の実施に当たっては、国や研究費配分機関、 大学・研究機関、学術誌とその出版母体(出版社や学協会)が適切に役割を分担する必要 がある。

## (1) 査読を実施する際の規範となる指針

独立行政法人日本学術振興会、一般財団法人公正研究推進協会等が、研究者がピア・レビュー(論文の査読を含むが、これに限定しない。)を実施するに際し参照すべき指針や研究倫理教材を提供している。研究者が初めて査読を実施する場合等、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境を作ることが望ましい。

論文の査読に特化したガイドラインとしては、国際的な出版規範委員会(COPE)が「査読者のための倫理ガイドライン」を公表しており、これを活用している学術誌も多い。一方、研究者からは、学術誌及びその出版母体(出版社や学協会)による専門領域や編集ポリシー等に基づいた規程・指針の提供への要望が大きい。学術誌及び出版母体は、投稿者・査読者・読者への透明性を高め、研修・教育の機会を提供する意味でも、積極的に査読ガイドラインを作成・公開することが望まれる。

### (2) 不正行為への対応に関する指針

文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年(2014年)8月26日)では、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)以外の不適切な行為が生じた場合に、大学・研究機関や研究費配分機関の取るべき対応について記載がない。制定から9年が経過していること、論文の査読における不適切な行為を含む、特定不正行為以外の不正行為が広がりを見せていることから、改訂あるいは内容の追加について検討すべき時期に来ている。

#### (3) 査読者の研修・教育の在り方

科学研究におけるピア・レビューについては、既に研究倫理指針や教材が提供されており、学生が初めて論文を作成する時期や、若手研究者が初めてピア・レビューを行う時期等に研修・教育を実施することで、効果を最大化できると思われる。また、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境の整備が推奨される。論文の査読に特化した研修・教育では、学術誌・学協会・出版社が編集ポリシーや査読ガイドラインを公開してプロセスの透明性を高め、査読者研修・教育の場を設けることが望ましい。

#### 5 おわりに

査読制度の問題点や査読者の枯渇を憂慮する研究者や出版社により、新たな論文審査方式が考案・導入されつつある。すなわち、査読を経て公開へという慣行を逆転するプレプリントサーバー、顕名の査読者による公開査読、複数の学術誌による査読結果の共有、投稿者が査読結果への対応を主体的に決める制度等が試みられており、国内の出版社や学協会においても、将来の学術誌の在り方とよりよい査読システムの構築に向けて検討し、行

動を起こす必要がある。また、国や研究費配分機関は、高い透明性をもって世界標準の研究成果情報を発信する優れた取組を、力強く後押しすべきである。